

四日市市告示第 2 4 7 号

四日市市居宅介護住宅改修費等支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市居宅介護住宅改修費等支給要綱の一部を改正する要綱

四日市市居宅介護住宅改修費等支給要綱（平成 2 0 年四日市市告示第 1 5 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(住宅改修費支給の決定)	(住宅改修費支給の決定)
第 7 条 市長は、前条の請求書及び住宅改修工事完了届等を受理したときは、速やかに当該書類の審査及び必要に応じた実地調査等による工事の確認を行い、住宅改修費支給の可否を決定し、 <u>介護保険給付費支給（不支給）決定通知書（第 7 号様式）</u> により申請者（以下「受給者」という。）に通知し、住宅改修費を支給するものとする。	第 7 条 市長は、前条の請求書及び住宅改修工事完了届等を受理したときは、速やかに当該書類の審査及び必要に応じた実地調査等による工事の確認を行い、住宅改修費支給の可否を決定し、 <u>居宅介護住宅改修費等支給決定通知書（第 7 号様式）</u> により申請者（以下「受給者」という。）に通知し、住宅改修費を支給するものとする。

第 7 号様式を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)